

社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団  
役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西宮市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報酬等の種類)

第2条 報酬等の種類は、常勤役員にあっては、報酬、期末手当とし、非常勤役員及び評議員にあっては、報酬のみとする。

(非常勤役員及び評議員に対する報酬の支給)

第3条 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、西宮市、西宮市社会福祉協議会及び事業団より職員としての給与が支給されている者には支給しない。

(報酬等の決定基準)

第4条 役員の報酬等は、年間の総額680万円を超えない範囲内において、次条から第6条に定めるところにより決定する。

(役員及び評議員の報酬)

第5条 常勤役員の報酬は、月額で支給し、別表第1に定める額とする。

2 非常勤役員のうち、監事の報酬は別表第2に定める額とする。

3 監事以外の非常勤役員及び評議員の報酬は、別表第3に定める額とする。

4 非常勤役員及び評議員が同一日に2以上の会議に出席した場合の報酬は、重複して支給しないものとする。

(期末手当)

第6条 期末手当は、事業団契約職員就業規則の臨時報酬の例による。

(費用弁償)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じて、事業団契約職員就業規則の通勤報酬に準じて通勤手当を支給する。

2 役員及び評議員がその職務のため旅行した場合は、事業団旅費規程に準じて旅費を支給する。

3 前項の規定にかかわらず、役員及び評議員が、理事会、評議員会またはその他の会

議等に参加したときは、交通費実費弁償費（1日につき、1,000円）を支給する。  
ただし、常勤役員及び第3条に規定する非常勤役員等については支給しない。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（報酬等の支給方法）

第8条 役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（1）常勤役員の報酬、期末手当については、事業団契約職員就業規則の例に準じて支給する。

（2）非常勤役員及び評議員に対する報酬は、当該会議に参加した都度、支給する。

（公表）

第9条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

付 則（平成29年5月26日）

1 この規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

ただし、第7条第3項の支給については、平成29年6月21日から適用する。

2 社会福祉法人西宮市社会福祉事業団役員の報酬及び給与規程及び社会福祉法人西宮市社会福祉事業団評議員の報酬規程は、平成29年4月1日をもって廃止する。

付 則（平成30年3月14日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和3年6月7日）

この規程は、令和3年6月25日から施行する。

ただし、第5条第1項の支給については、令和3年4月1日から適用する。

別表第1

常勤役員の報酬	月額
理事長	300,000円

別表第2

監事の報酬	日額
監事が理事会等に出席した場合	13,000円
決算監査を実施した場合	200,000円
その他の監査を実施した場合	50,000円

別表第3

監事以外の非常勤役員及び評議員の報酬	日額
理事が理事会等に出席した場合	13,000円
評議員が評議員会等に出席した場合	